

# 公 募 公 告

令和8年度フクモクフェス開催等業務について、企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和8年3月19日

福井県知事 石田 嵩人

## 1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称  
令和8年度フクモクフェス開催等業務  
※開催日：令和8年9月12日（土）、13日（日）
- (2) 公告業務の内容  
募集要領による。
- (3) 履行期限  
令和9年3月31日
- (4) 県負担金限度額  
5,402,000円（消費税および地方消費税を含む。）  
ただし、企業版ふるさと納税またはプロジェクト型ふるさと納税により県負担限度額が増額する場合があります。

## 2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。
- (5) 福井県内に本社または営業所等を有する者。  
なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員であるいずれかの者が福井県内に本社または営業所等を有する者であること。
- (6) 子どもから大人まで幅広い年齢層に対する木材利用の促進に関するイベントなどの本プロポーザルで求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。
- (7) 将来、県の事業が終了しても（県の負担金がなくても）フクモクフェスと同様の趣旨のイベントを継続して開催することができる者であること。
- (8) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)である者

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

### 3 募集要領の交付

募集要領については、次のとおり交付する。

交付期間	令和8年3月19日（木）から令和8年3月31日（火）まで 土、日、祝日を除く午前9時から午後5時の間
交付場所	福井県農林水産部県産材活用課 ふくいの木利用室 なお、県産材活用課のホームページからダウンロードすることができる。
交付資料	令和8年度フクモクフェス開催等業務に係る公募型プロポーザル募集要領

### 4 本業務の質問に関する事項

本業務の質問および回答の期限は次のとおりとする。

- (1) 質 問 令和8年3月25日（水）17時までに、質問書（様式1）により、  
電子メールで提出する。
- (2) 回 答 令和8年3月27日（金）までに、県ホームページでの公表により回答する。

### 5 資格の確認に関する事項

- (1) 企画提案に参加する者は、次により参加表明書を提出すること。これにより参加資格要件を審査する。
- (2) 提出期限 令和8年3月31日（火）17時必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。  
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- (5) 提出先 9 問合せ、書類提出先に同じ。
- (6) 参加資格審査結果 令和8年4月3日（金）までに通知する。

### 6 企画提案書の提出

- (1) 上記5の(6)で参加資格を認定された者は、次により企画提案書を提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年4月10日（金）17時必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。  
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- (5) 提出先 9 問合せ、書類提出先に同じ。

## 7 審査方法等

- (1) 提出された企画提案書は、令和8年度フクモクフェスプロポーザル審査委員会において、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書およびプレゼンテーション選考の内容を総合的に審査する。
- (2) 選定結果については、採否にかかわらず企画提案を行った者すべてに書面にて通知する。  
なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

## 8 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

## 9 問合せ、書類提出先

問合せおよび書類の提出先は次のとおりとする。

- (1) 部 局 名 福井県農林水産部県産材活用課
- (2) 所 在 地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
- (3) 電 話 0776-20-0449
- (4) 電子メール kensanzai@pref.fukui.lg.jp
- (5) 受付時間 土・日・祝日を除く、9時から17時まで